

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・奈良県経営支援課等でご相談ください。

金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。

融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出することが必要です。

同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うことになります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。

※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。

担保及び保証人が必要となる場合があります。
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査に通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

○融資・保証申し込みに、奈良県知事や市町村長等の認定等が必要な資金があります。
○認定書には有効期限が定められています。

知事認定要

- SDGs推進資金
- 事業承継資金(経営承継関連保証)
- 経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】
- チャレンジ資金【経営革新計画枠】
- チャレンジ資金【研究開発枠】
- チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】
- 創業資金【プラッシュアップ枠】
- 創業資金【飲食店枠】
- 創業資金【宿泊施設枠】
- 創業資金【南部・東部枠】
- 創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】

知事認証要

- SDGs推進資金【スタンダード認証枠】
- SDGs推進資金【アドバンス認証枠】

知事承認要

- チャレンジ資金(地域未来投資促進)

知事確認要

- 創業資金(離職者等起業促進)

市町村長認定要

- 経済緊急資金【セーフティネット枠】
- 経済緊急資金【危機関連枠】